

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（別表）

第1章 公害疾患特掲診療費

第1 診察料

1 公害疾患相談料 280 円（28 点）

注1 初診料（診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号 A000 初診料をいう。以下同じ。）を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。

2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。

3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。

2 公害外来療養指導料 5,100 円（510 点）

注1 公害外来療養指導料は、指定疾病（公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。）に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導（温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。

2 居宅において療養を行っている患者に対して、ネブライザー又は超音波ネブライザーを使用した場合は、所定の額に **710 円（71 点）** を加算する。

3 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。

4 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若しくは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

5 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注2の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。

（1）医科点数表の区分番号 B000 に掲げる特定疾患療養管理料

（2）医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患治療管理料の4．小児特定疾患
カウンセリング料

（3）医科点数表の区分番号 B001 に掲げる特定疾患療養管理料の5．小児科療養指
導料

（4）医科点数表の区分番号 C002 に掲げる在宅時医学総合管理料

（5）医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料

6 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料

1 公害入院療養指導料

（1）病院に收容されている患者の場合（1日につき）

イ 入院の日から起算して3月以内の期間 750 円（75 点）

ロ 入院の日から起算して3月を超えた期間 1,250 円（125 点）

（2）收容施設を有する診療所に收容されている患者の場合（1日につき）

750 円（75 点）

注 公害入院療養指導料は、入院患者に対して指定疾病に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他在宅療養上必要な指導（在宅酸素療法、喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。）を行った場合に算定する。

2 清浄空気室管理料 580 円（58 点）

注 別に環境大臣の定める施設基準に適合していると都道府県知事又は公害健康被害の補償等に関する法律第 4 条第 3 項の政令で定める市の長が認めた清浄空気室に患者を収容した場合に算定する。

第 2 章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月厚生労働省告示第 99 号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養の例により算定した額に 1. 2 を乗じて行うものとする。

第 3 章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める 1 点当たりの単価を乗じて行うものとする。ただし、診療報酬の算定方法第五号の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。

1 薬剤料、特定保険医療材料料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10 円

2 その他

- | | |
|--|------|
| （1）公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和 49 年総理府令第 64 号）様式第二号（一）により請求する診療費 | 12 円 |
| （2）同省令様式第二号（二）により請求する診療費 | 15 円 |